

(平成 31. 1. 31)

平成 30 年度実務協議会（冬季）

司法研修所関係資料

資料 1 第 72 期修習日程

資料 2 平成 31 年度の裁判官の合同研修について

資料 3 平成 31 年度裁判官研修実施計画の補足説明



第72期 修習日程

| 修習区分 | A班 | | | B班 | | |
|---------------|--------------|-------------|--------------------------------|--------------|-------------|--------------------------------|
| | 修習期間 | | 移動日 | 修習期間 | | 移動日 |
| 導入修習 | | | 30.11.27(火)～ 30.12.2(日)※6日 | | | 30.11.27(火)～ 30.12.2(日)※6日 |
| | 開始日 | 30.12.3(月) | | 開始日 | 30.12.3(月) | |
| | 終了日 | 30.12.21(金) | | 終了日 | 30.12.21(金) | |
| | 実日数 | 15 | | 実日数 | 15 | |
| 分野別実務修習 | | | 30.12.22(土)～ 30.12.28(金)※7日 | | | 30.12.22(土)～ 30.12.28(金)※7日 |
| | 第1クール | 開始日 | 31.1.4(金) | | 開始日 | 31.1.4(金) |
| | | 終了日 | 31.2.27(水) | | 終了日 | 31.2.27(水) |
| | | 実日数 | 37 | | 実日数 | 37 |
| | 第2クール | 開始日 | 31.2.28(木) | | 開始日 | 31.2.28(木) |
| | | 終了日 | 31.4.22(月) | | 終了日 | 31.4.22(月) |
| | | 実日数 | 37 | | 実日数 | 37 |
| | 第3クール | 開始日 | 31.4.23(火) | | 開始日 | 31.4.23(火) |
| | | 終了日 | 31.6.19(水) | | 終了日 | 31.6.19(水) |
| | | 実日数 | 36 | | 実日数 | 36 |
| | 第4クール | 開始日 | 31.6.20(木) | | 開始日 | 31.6.20(木) |
| | | 終了日 | 31.8.9(金) | | 終了日 | 31.8.9(金) |
| | | 実日数 | 36 | | 実日数 | 36 |
| 選択型実務修習及び集合修習 | | | 31.8.10(土)～ 31.8.14(水)※5日 | | | |
| | 集合修習 開始日 | 31.8.15(木) | | 選択型修習 開始日 | 31.8.10(土) | |
| | 終了日 | 31.9.27(金) | | 終了日 | 31.9.27(金) | |
| | 実日数 | 30 | | 実日数 | 32 | |
| | | | 31.9.28(土)～ 31.10.1(火)※4日 | | | 31.9.28(土)～ 31.10.3(水)※6日 |
| | 選択型修習 開始日 | 31.10.2(木) | | 集合修習 開始日 | 31.10.3(木) | |
| | 終了日 | 31.11.18(月) | | 終了日 | 31.11.18(月) | |
| | 実日数 | 32 | | 実日数 | 30 | |
| | 自由研究日 | 31.11.19(火) | | 自由研究日 | 31.11.19(火) | |

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記考試が行われる予定である。

平成31年1月24日

平成31年度の裁判官の合同研修について

司法研修所第一部教官室

本書面の使い方 2

【説明編】

| | |
|----------------------------|----|
| 第1 合同研修の全体像 | 4 |
| 1 判事・判事補の合同研修 | 4 |
| (1) 裁判系 | 4 |
| (2) 導入系 | 5 |
| (3) 基盤系 | 6 |
| 2 簡易裁判所判事の合同研修 | 7 |
| (1) 裁判系 | 7 |
| (2) 導入系 | 7 |
| 第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等 | 8 |
| 1 左陪席クラス (未特例判事補) | 8 |
| 2 右陪席クラス (特例判事補・判事) | 9 |
| 3 裁判長クラス (判事) | 11 |
| 4 高裁に所属する裁判官 | 13 |

【資料編】

| | |
|--------------------------|--|
| 資料1 合同研修 (種類別) | |
| 資料2 合同研修 (時系列) | |
| 資料3 平成31年度裁判官研修実施計画カレンダー | |

※ 末尾に、平成31年度裁判官研修のイメージ(図)を添付しています。

本書面の使い方

1 はじめに

(1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考え方の下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることもまた不可欠です。

裁判官が、求められる資質・能力を習得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねること、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に不断の自己研さんに励むことが必要です。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

そのような観点から、自己研さんの支援を目的とする研修に参加することが自らの能力等の向上につながることを意識して、応募型の研修については積極的に応募するようにしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

(2) 裁判官の合同研修は、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分けられており、「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理されています。

それぞれの系統別の研究会に関する詳しい説明については、後記の説明編の該当部分を御覧ください。

2 本書面の使い方

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

(1) 説明編では、第1で合同研修の全体像について説明し、第2で判事・判事補の合同研修について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の段階ごとに参加できる研究会を整理して記載しています。

第1では、合同研修の位置付けが確認できます。第2では、裁判官各自に関する箇所等を参照することにより、①必ず参加しなければならない研究会はあるか、②応募できる研究会は何かなどが確認できます。各クラスは、一番を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて関係する箇所等を参照してください。

なお、本書面に記載した参加対象者等は、現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については、研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので、応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

(2) 資料編では、各研究会について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2），各研究会の詳しい内容や、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参照してください。

第1 合同研修の全体像

1 判事・判事補の合同研修

1

判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

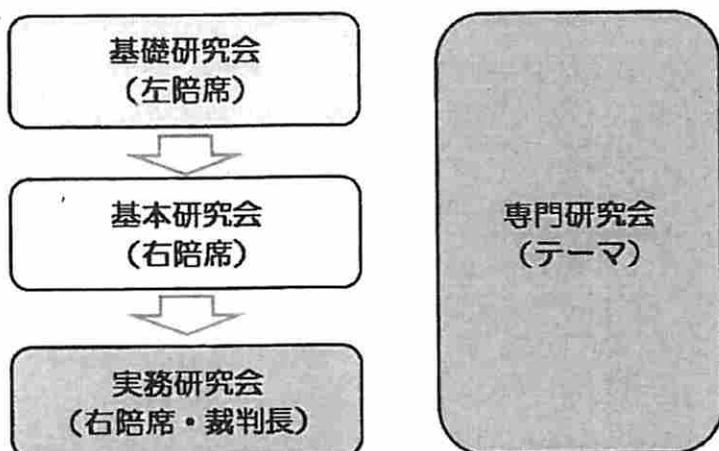
（1）裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の平成31年度裁判官研修のイメージ（図）も参照してください。

(2) 導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として、対象者の全員が参加する指名型の研修です。

① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例）新任判事補研修、判事補基礎研究会、判事任官者研究会

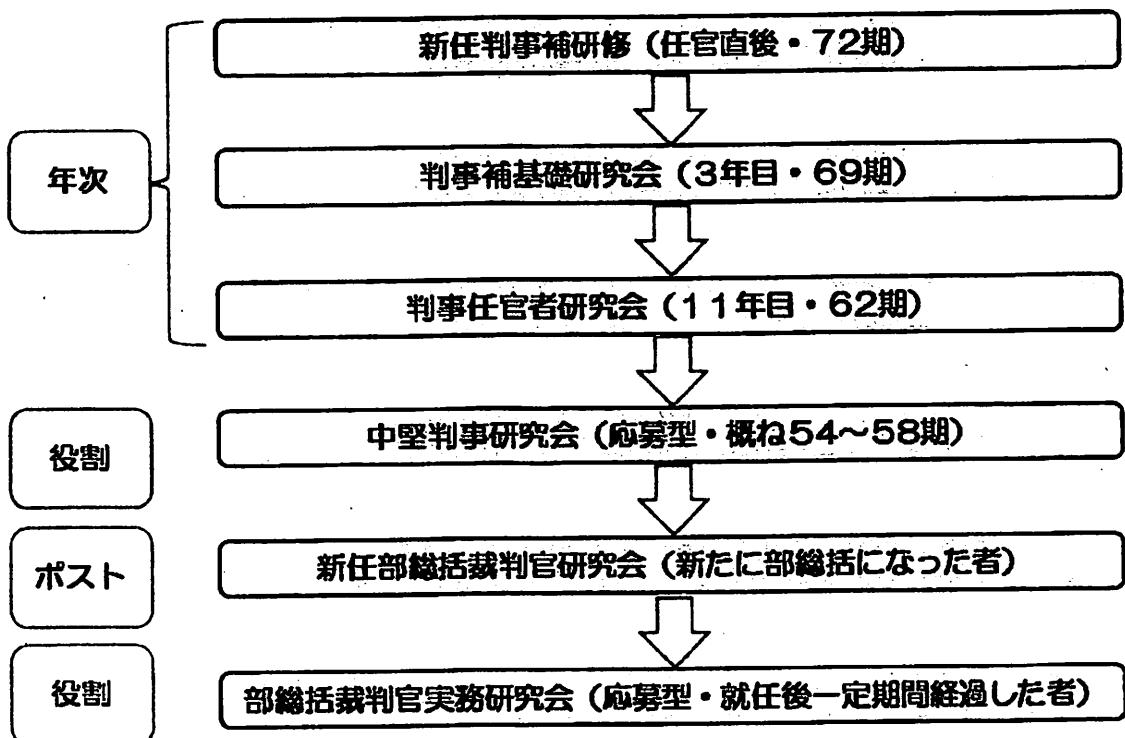
② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

例）支部長研究会、新任部総括裁判官研究会、実務協議会

③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例）中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会

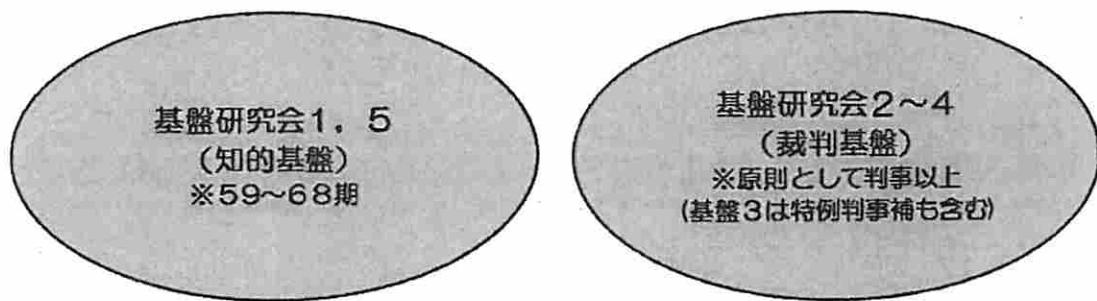
具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会）、法科大学院への派遣教員（法律実務教育研究会）等、特定のポストに就いたり、役割を担うようになった裁判官を対象とする研究会があります。



(3) 基盤系

基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

このうち、59期から68期までの若手裁判官を対象とする基盤系の研究会（知的基盤）は、裁判に関連する周辺諸科学（※）についての基礎的知見の修得を支援するものとして、判事以上（ただし、テーマによっては特例判事補も対象に含む。）を対象とする基盤系の研究会（裁判基盤）は、裁判との関わりがある現代社会における重要課題を多角的観点から掘り下げていくものとして実施します。



※知的基盤において取り上げるテーマ

裁判に関連する周辺諸科学である、①財務・会計、②経済学・経済情勢、③統計・データ分析、④心理学・行動科学、⑤科学哲学・科学の方法論等をテーマとして順次取り上げていく予定です。

平成31年度には、①財務・会計、③統計・データ分析を取り上げる予定です。

2 簡易裁判所判事の合同研修

○ 簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、
②導入系の2系統に整理しています。

（1）裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会
簡裁判事刑事実務研究会
※平成26年8月以前任官者

簡裁判事専門研究会
※平成27年8月以前任官者

（2）導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修
新任簡裁判事研修
※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会
※任官2年目

第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等

判事・判事補を対象とする研究会について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理しています（【 】内の数字は、資料1における番号を示しています。）。

1 左陪席クラス（未特例判事補）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

裁判系

○ 基礎研究会

IT基礎研究会【1】

医療基礎研究会【2】

行政基礎研究会【3】（行政・民事事件担当者）

知的財産権基礎研究会【4】（69期以上）

○ 基本研究会

（家裁分野）

少年基本研究会【11】（少年事件担当者）

○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会2（合議充実）【21】（民事事件担当者）

導入系

新任判事補研修【31】（72期・対象者全員が参加）

判事補基礎研究会【32】（69期・対象者全員が参加）

基盤系

基盤研究会1（知的基盤）【44】（68期以上）

※統計・データ分析をテーマとして取り上げる予定

基盤研究会 5 (知的基盤) 【48】 (68期以上)

※企業会計及び税務会計をテーマとして取り上げる予定

2 右陪席クラス (特例判事補・判事)

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

裁判系

○ 基礎研究会

IT基礎研究会【1】(特例判事補)

医療基礎研究会【2】(特例判事補)

行政基礎研究会【3】(特例判事補・行政・民事事件担当者)

知的財産権基礎研究会【4】(特例判事補)

○ 基本研究会

※ 当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基本研究会のいずれかには必ず参加し、家事又は少年の基本研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

(民事分野)

民事通常基本研究会1, 2【5, 6】(57期以下)

建築基本研究会【7】(民事事件担当者)

(なお、建築実務研究会と通じて応募することができる。)

労働基本研究会【8】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事基本研究会【9】(57期以下)

(家裁分野)

家事基本研究会【10】(家民事事件担当者)

(なお、家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)

少年基本研究会【11】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会1, 2【12, 13】(民事事件担当者)

建築実務研究会【14】(民事事件担当者)

(なお、建築基本研究会と通じて応募することができる。)

医療実務研究会【15】(民事事件担当者)

行政実務研究会【16】(行政事件担当者)

労働実務研究会【17】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事実務研究会1, 2【18, 19】(刑事事件担当者)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(債権法改正1)【20】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2(合議充実)【21】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会3(IT化)【22】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会4(争点整理)【23】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会5(複雑困難訴訟)【24】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会6(債権法改正2)【25】(民事事件担当者)

(刑事分野)

刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)【28】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会1(後見)【29】(後見関係事件担当者)

家事専門研究会2(面会交流)【30】(面会交流事件担当者)

(なお、家事基本研究会と通じて応募することができる。)

導入系

判事任官者研究会【33】(現行62期及び新62期・対象者全員が参加)

支部長研究会【35】(初めて支部長とされた者・対象者全員が参加)

中堅判事研究会【39】（概ね54期から58期まで・応募型）
家裁実務研究会【40】（家事上席）
法律実務教育研究会1【42】（法科大学院に派遣されている判事又は判事補）
法律実務教育研究会2【43】（法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補）

基盤系

基盤研究会1（知的基盤）【44】（59期以下）
※統計・データ分析をテーマとして取り上げる予定
基盤研究会2（裁判基盤）【45】（判事）
※人工知能（AI）に関するテーマを取り上げる予定
基盤研究会3（裁判基盤）【46】（特例判事補以上）
※裁判官のワークライフバランスに関するテーマを取り上げる予定
基盤研究会4（裁判基盤）【47】（判事）
※現代社会とメンタルヘルスに関するテーマを取り上げる予定
基盤研究会5（知的基盤）【48】（59期以下）
※企業会計及び税務会計をテーマとして取り上げる予定

3 裁判長クラス（判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

裁判系

○ 基本研究会

（民事分野）

建築基本研究会【7】（民事事件担当者）

（なお、建築実務研究会と通じて応募することができる。）

労働基本研究会【8】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。）

(家裁分野)

家事基本研究会【10】(家事事件担当者)

(なお、家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)

少年基本研究会【11】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会1、2【12、13】(民事事件担当者)

建築実務研究会【14】(民事事件担当者)

(なお、建築基本研究会と通じて応募することができる。)

医療実務研究会【15】(民事事件担当者)

行政実務研究会【16】(行政事件担当者)

労働実務研究会【17】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事実務研究会1、2【18、19】(刑事事件担当者)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(債権法改正1)【20】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2(合議充実)【21】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会3(IT化)【22】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会4(争点整理)【23】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会5(複雑困難訴訟)【24】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会6(債権法改正2)【25】(民事事件担当者)

(刑事分野)

刑事専門研究会1(裁判員)【26】(新たに裁判長として裁判員裁判を担当する者・指名制)

刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)【28】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会1(後見)【29】(後見関係事件担当者)

家事専門研究会2（面会交流）【30】（面会交流事件担当者）

（なお、家事基本研究会と通じて応募することができる。）

導入系

新任部総括裁判官研究会【36】（初めて部総括判事に指名された者・

対象者全員が参加）

家裁実務研究会【40】（家事上席）

部総括裁判官実務研究会【41】（部総括就任後一定期間を経過した者・

応募型）

基盤系

基盤研究会2～4（裁判基盤）【45～47】

※基盤2【45】は人工知能（A I）に関するテーマ、同3【46】

は裁判官とワークライフバランスに関するテーマ、同4【47】は

現代社会とメンタルヘルスに関するテーマを取り上げる予定

4 高裁に所属する裁判官

1～3に記載した各クラスは一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて、関係する箇所等を参照してください。

また、次の研究会については、高裁に所属する裁判官（部総括を含む。）のみが応募可能です。

裁判系

○ 専門研究会

（刑事分野）

刑事専門研究会2（控訴審）【27】（刑事事件担当者）

(資料1) 合同研修(種類別)

第1 判事・判事補の合同研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

(1) 基礎(主たる対象者は、左陪席)

| 番号 | 応募型 ◆ | 名称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概要 |
|----|----------|------------|--------------------------|----|----|--------------------------|--|
| 1 | ◆ | IT基礎研究会 | 31.11.18(月) ～11.19(火) | 2日 | 40 | 地方裁判所又は家庭裁判所の判事補 | システム開発、インターネットに関する基礎的な知識についての講演等を行う予定 |
| 2 | ◆ | 医療基礎研究会 | 32.2.19(水) ～2.21(金) | 3日 | 55 | 地方裁判所又は家庭裁判所の判事補 | 医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定 |
| 3 | ◆ | 行政基礎研究会 | 31.9.30(月) ～10.2(水) | 3日 | 40 | 地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事補 | 左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定 |
| 4 | ◆ | 知的財産権基礎研究会 | 32.3.9(月) ～3.11(水) | 3日 | 15 | 地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(69期以上) | 知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定 |

(資料1) 合同研修(種類別)

(2) 基本(主たる対象者は、右陪席)

ア 民事分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概要 |
|----|----------|-----------------|------------------------------|----|----|---|---|
| 5 | ◆ | 民事通常基本研究会1 ※ | 31. 6. 12(水) ~ 6. 14(金) | 3日 | 50 | 地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(57期以下)又は特例判事補 | 訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定 |
| 6 | ◆ | 民事通常基本研究会2 | 31. 10. 23(水) ~ 10. 24(木) | 2日 | 40 | 地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(57期以下)又は特例判事補 | 民事通常基本研究会1と同じ |
| 7 | ◆ | 建築基本研究会 | 31. 11. 12(火) ~ 11. 14(木) | 3日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築実務研究会と通じて応募することができる。) | 建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題について共同研究等を行う予定 |
| 8 | ◆ | 労働基本研究会 | 31. 12. 3(火) ~ 12. 5(木) | 3日 | 40 | 高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働実務研究会と通じて応募することができる。) | 標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定 |

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概要 |
|----|----------|---------|-------------------------------|----|----|--|--|
| 9 | ◆ | 刑事基本研究会 | 31.11.20(水) ※ ～11.22(金) | 3日 | 50 | 地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(57期以下)又は特例判事補 | 単独事件等の公判準備、審理、判決のスキルアップ、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定 |

ウ 家裁分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概要 |
|----|----------|---------|-----------------------------|----|----|---|--|
| 10 | ◆ | 家事基本研究会 | 31.11.6(水) ※ ～11.7(木) | 2日 | 50 | 家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補(家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。) | 家事審判、家事調停等の運用をめぐる諸問題について、共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定 |
| 11 | ◆ | 少年基本研究会 | 31.9.11(水) ※ ～9.13(金) | 3日 | 50 | 家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補 | 少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定 |

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

ア 民事分野

| 番号 | 応募型◆ | 名称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概要 |
|----|------|-------------|--------------------------|----|----|---|---|
| 12 | ◆ | 金融・経済実務研究会1 | 31.10.3(木) ～10.4(金) | 2日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定 |
| 13 | ◆ | 金融・経済実務研究会2 | 32.2.3(月) ～2.4(火) | 2日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 金融や経済分野の新たな課題を裁判と関連付けて取り上げた講演等を行う予定 |
| 14 | ◆ | 建築実務研究会 | 31.11.13(水) ～11.15(金) | 3日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築基本研究会と通じて応募することができる。) | 建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題及び審理運営の在り方等について、より込んだ研究を行う予定 |
| 15 | ◆ | 医療実務研究会 | 31.9.19(木) ～9.20(金) | 2日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供を行う予定 |
| 16 | ◆ | 行政実務研究会 | 31.10.2(水) ～10.4(金) | 3日 | 40 | 高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補 | 複雑困難化しつつある行政事件の実務上の諸問題について、高度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定 |
| 17 | ◆ | 労働実務研究会 | 31.12.5(木) ～12.6(金) | 2日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働基本研究会と通じて応募することができる。) | 労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定 |

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|----------|--------------------------|----|----|---------------------------------|---|
| 18 | ◆ | 刑事実務研究会1 | 31.7.8(月) ~ 7.9(火) | 2日 | 40 | 高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補 | 公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定 |
| 19 | ◆ | 刑事実務研究会2 | 31.10.30(水) ~ 11.1(金) | 3日 | 40 | 高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補 | 刑事実務研究会1に同じ |

(資料1) 合同研修(種類別)

(4) 専門(主たる対象者は、テーマに対応した者)

ア 民事分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|--------------------------|---------------------------|----|----|---------------------------------|--|
| 20 | ◆ | 民事通常専門研究会1 (債権法改正1) | 31.7.4(木) ~ 7.5(金) | 2日 | 60 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定 |
| 21 | ◆ | 民事通常専門研究会2 (合議充実) | 31.10.28(月) ~ 10.29(火) | 2日 | 50 | 地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補 | 民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合議の在り方に関する研究や意見交換等を行う予定 |
| 22 | ◆ | 民事通常専門研究会3 (裁判手続のIT化) | 31.12.9(月) ~ 12.11(水) | 3日 | 40 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 民事裁判手続のIT化に関し、フェーズ1の実施やフェーズ2以降を見据えた審理の更なる改善を目指すための意見交換等を行う予定 |
| 23 | ◆ | 民事通常専門研究会4 (争点整理) | 31.12.12(木) ~ 12.13(金) | 2日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について研究や意見交換等を行う予定 |
| 24 | ◆ | 民事通常専門研究会5 (複雑困難訴訟) | 32.1.27(月) ~ 1.28(火) | 2日 | 40 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 民事事件を担当している裁判官を対象に、複雑困難性の高い合議事件について、その審理・判断の在り方に関する意見交換等を行う予定 |
| 25 | ◆ | 民事通常専門研究会6 (債権法改正2) | 32.3.5(木) ~ 3.6(金) | 2日 | 60 | 高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補 | 債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定 |

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|-------------------------|------------------------------|----|----|--------------------------------------|--|
| 26 | | 刑事専門研究会1 (裁判員) | 31. 4. 11(木) ～ 4. 12(金) | 2日 | 30 | 地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者 | 裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定 |
| 27 | ◆ | 刑事専門研究会2 (控訴審) | 31. 12. 16(月) ～ 12. 17(火) | 2日 | 20 | 高等裁判所で刑事事件を担当する判事(部総括判事を含む。) | 高裁内部や高裁地裁間での意見交換の実情をふまえ、刑事控訴審の在り方について共同研究等を行う予定。 |
| 28 | ◆ | 刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題) | 32. 2. 17(月) ～ 2. 18(火) | 2日 | 30 | 高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補 | 被害者配慮等、現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定 |

(資料1) 合同研修(種類別)

ウ 家裁分野

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|-----------------------|--------------------------|----|----|--|--------------------------------|
| 29 | ◆ | 家事専門研究会1 (後見) ※ | 31.10.10(木) ～10.11(金) | 2日 | 50 | 家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補 | 後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定 |
| 30 | ◆ | 家事専門研究会2 (面会交流) | 31.11.7(木) ～11.8(金) | 2日 | 40 | 家庭裁判所で面会交流事件を担当する判事又は特例判事補(家事基本研究会と通じて応募することができる。) | 面会交流事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定 |

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

(1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|-----------|------------------------|----|----|---|---|
| 31 | | 新任判事補研修 | 32.1.17(金) ～1.23(木) | 5日 | 未定 | 平成31年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者(第72期司法修習終了者) | 新任判事補が円滑なスタートを切ることができるよう、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定 |
| 32 | | 判事補基礎研究会 | 31.6.3(月) ～6.7(金) | 5日 | 未定 | 平成28年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者(第69期司法修習終了者) | 新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目以降の判事補を対象に、基本的な執務能力の向上や、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定 |
| 33 | | 判事任官者研究会 | 32.2.12(水) ～2.14(金) | 3日 | 未定 | 平成21年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事(現行第62期及び新第62期司法修習終了者) | 判事任官者を対象に、中堅の裁判官としての自覚を促し、第一審の裁判長に向けた成長の支援を目的として、組織運営的な側面をはじめとした裁判所の組織的課題を考え、裁判官としての成長への動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定 |
| 34 | | 弁護士任官者研究会 | 31.4.4(木) | 1日 | 未定 | 新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補 | 弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する予定 |

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|-------------|-----------------------------|----|----|------------------------------------|--|
| 35 | | 支部長研究会 | 31.5.20(月) ～5.22(水) ※ | 3日 | 未定 | 初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者 | 初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定 |
| 36 | | 新任部総括裁判官研究会 | 31.6.24(月) ～6.27(木) | 4日 | 未定 | 初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者 | 初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定 |
| 37 | | 実務協議会（夏季） | 31.7.11(木) ～7.12(金) | 2日 | 未定 | 新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者 | 新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定 |
| 38 | | 実務協議会（冬季） | 32.1.30(木) ～1.31(金) | 2日 | 未定 | 新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者 | 実務協議会（夏季）と同じ |

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修 (種類別)

(3) 役割 (対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者)

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|-------------|--------------------------|----|----|-------------------------------------|--|
| 39 | ◆ | 中堅判事研究会 | 31.10.15(火) ～10.17(木) | 3日 | 30 | 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（概ね54期から58期まで） | これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定 |
| 40 | | 家裁実務研究会 | 31.6.13(木) ～6.14(金) | 2日 | 未定 | 家事上席の判事又は判事補 | 家事上席を対象として、家事実務における組織運営能力の向上等を目的としたカリキュラム等を実施する予定 |
| 41 | ◆ | 部総括裁判官実務研究会 | 31.9.5(木) ～9.6(金) | 2日 | 30 | 地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者 | 地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定 |
| 42 | | 法律実務教育研究会1 | 31.9.2(月) ～9.3(火) | 2日 | 未定 | 法科大学院に派遣されている判事又は判事補 | 法科大学院に派遣されている判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定 |
| 43 | | 法律実務教育研究会2 | 32.2.20(木) ～2.21(金) | 2日 | 未定 | 法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補 | 法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定 |

(資料1) 合同研修 (種類別)

3 基盤系 (一般的資質・能力を涵養するための研修)

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|------------------|-------------------------|----|----|--|-------------------------------|
| 44 | ◆ | 基盤研究会1 (知的基盤) | 31.7.1(月) ~ 7.3(水) | 3日 | 30 | 高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補 (59期から68期まで) | 統計・データ分析などをテーマとして取り上げる予定 |
| 45 | ◆ | 基盤研究会2 (裁判基盤) | 31.7.16(火) ~ 7.18(木) | 3日 | 30 | 高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事 | 人工知能 (A.I.) に関するテーマを取り上げる予定 |
| 46 | ◆ | 基盤研究会3 (裁判基盤) | 31.9.24(火) ~ 9.26(木) | 3日 | 30 | 高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補 | 裁判官のワークライフバランスに関するテーマを取り上げる予定 |
| 47 | ◆ | 基盤研究会4 (裁判基盤) | 32.2.25(火) ~ 2.27(木) | 3日 | 30 | 高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事 | 現代社会とメンタルヘルスに関するテーマを取り上げる予定 |
| 48 | ◆ | 基盤研究会5 (知的基盤) | 32.2.26(水) ~ 2.28(金) | 3日 | 30 | 高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補 (59期から68期まで) | 企業会計及び税務会計をテーマとして取り上げる予定 |

(資料1) 合同研修 (種類別)

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系 (事件の分野別の研修)

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|--------------------|--------------------------|----|----|--|--|
| 49 | ◆ | 簡易裁判所判事 民事実務研究会 | 31.5.13(月) ～5.14(火) | 2日 | 40 | 簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 刑事実務研究会と通じて応募す ることができる。) | 主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定 |
| 50 | ◆ | 簡易裁判所判事 刑事実務研究会 | 31.5.14(火) ～5.15(水) | 2日 | 20 | 簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会と通じて応募す ることができる。) | 主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定 |
| 51 | ◆ | 簡易裁判所判事 専門研究会 | 31.10.23(水) ～10.25(金) | 3日 | 50 | 簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。) | 民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に 相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究 や講演と意見交換等を行う予定 |

2 導入系 (新たな職務に就いた際等の研修)

| 番号 | 応募型 ◆ | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者等 | 概 要 |
|----|----------|-------------------|------------------------|-----|----|---|--|
| 52 | | 新任簡易裁判所判事 導入研修 | 31.8.26(月) ～8.30(金) | 5日 | 未定 | 平成31年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。) | 新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導 入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入 等を目的とするカリキュラムを行う予定 |
| 53 | | 新任簡易裁判所判事研修 | 32.1.20(月) ～2.21(金) | 24日 | 未定 | 平成31年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。) | 新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、 地裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事とし ての基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動 機付けを目的とするカリキュラムを行う予定 |
| 54 | | 簡易裁判所判事 基礎研究会 | 31.6.17(月) ～6.20(木) | 4日 | 未定 | 平成29年度新任簡易裁判所判 事研修の終了者 | 任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的 な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュ ラムを行う予定 |

(資料2) 合同研修(時系列)

| 実施順 | 資料1 の番号 | 応募型 ◆ | 系統 | 種別 | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 備考 |
|-----|------------|----------|-----------|----------------|--------------------|------------------------|----|---------|
| 1 | 34 | | 導入系 | 年次 | 弁護士任官者研究会 | 31.4.4(木) | 1日 | |
| 2 | 26 | | 裁判系 | 専門 | 刑事専門研究会1(裁判員) | 31.4.11(木) ~ 4.12(金) | 2日 | |
| 3 | 49 | ◆ | 裁判系(簡裁判事) | 簡易裁判所判事民事実務研究会 | | 31.5.13(月) ~ 5.14(火) | 2日 | 一部4と合同 |
| 4 | 50 | ◆ | 裁判系(簡裁判事) | 簡易裁判所判事刑事実務研究会 | | 31.5.14(火) ~ 5.15(水) | 2日 | 一部3と合同 |
| 5 | 35 | | 導入系 | ポスト | 支部長研究会 | 31.5.20(月) ~ 5.22(水) | 3日 | 一部総研と合同 |
| 6 | 32 | | 導入系 | 年次 | 判事補基礎研究会 | 31.6.3(月) ~ 6.7(金) | 5日 | |
| 7 | 5 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 民事通常基本研究会1 | 31.6.12(水) ~ 6.14(金) | 3日 | 一部総研と合同 |
| 8 | 40 | | 導入系 | 役割 | 家裁実務研究会 | 31.6.13(木) ~ 6.14(金) | 2日 | |
| 9 | 54 | | 導入系(簡裁判事) | 簡易裁判所判事基礎研究会 | | 31.6.17(月) ~ 6.20(木) | 4日 | |
| 10 | 36 | | 導入系 | ポスト | 新任部総括裁判官研究会 | 31.6.24(月) ~ 6.27(木) | 4日 | |
| 11 | 44 | ◆ | 基盤系 | | 基盤研究会1 | 31.7.1(月) ~ 7.3(水) | 3日 | |
| 12 | 20 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 民事通常専門研究会1(債権法改正1) | 31.7.4(木) ~ 7.5(金) | 2日 | |
| 13 | 18 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 刑事実務研究会1 | 31.7.8(月) ~ 7.9(火) | 2日 | |
| 14 | 37 | | 導入系 | ポスト | 実務協議会(夏季) | 31.7.11(木) ~ 7.12(金) | 2日 | |
| 15 | 45 | ◆ | 基盤系 | | 基盤研究会2 | 31.7.16(火) ~ 7.18(木) | 3日 | |
| 16 | 52 | | 導入系(簡裁判事) | 新任簡易裁判所判事導入研修 | | 31.8.26(月) ~ 8.30(金) | 5日 | |
| 17 | 42 | | 導入系 | 役割 | 法律実務教育研究会1 | 31.9.2(月) ~ 9.3(火) | 2日 | |
| 18 | 41 | ◆ | 導入系 | 役割 | 部総括裁判官実務研究会 | 31.9.5(木) ~ 9.6(金) | 2日 | |
| 19 | 11 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 少年基本研究会 | 31.9.11(水) ~ 9.13(金) | 3日 | 一部総研と合同 |
| 20 | 15 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 医療実務研究会 | 31.9.19(木) ~ 9.20(金) | 2日 | |
| 21 | 46 | ◆ | 基盤系 | | 基盤研究会3 | 31.9.24(火) ~ 9.26(木) | 3日 | |
| 22 | 3 | ◆ | 裁判系 | 基礎 | 行政基礎研究会 | 31.9.30(月) ~ 10.2(水) | 3日 | 一部23と合同 |
| 23 | 16 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 行政実務研究会 | 31.10.2(水) ~ 10.4(金) | 3日 | 一部22と合同 |
| 24 | 12 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 金融・経済実務研究会1 | 31.10.3(木) ~ 10.4(金) | 2日 | |
| 25 | 29 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 家事専門研究会1(後見) | 31.10.10(木) ~ 10.11(金) | 2日 | 一部総研と合同 |
| 26 | 39 | ◆ | 導入系 | 役割 | 中堅判事研究会 | 31.10.15(火) ~ 10.17(木) | 3日 | |
| 27 | 6 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 民事通常基本研究会2 | 31.10.23(水) ~ 10.24(木) | 2日 | |
| 28 | 51 | ◆ | 裁判系(簡裁判事) | 簡易裁判所判事専門研究会 | | 31.10.23(水) ~ 10.25(金) | 3日 | |
| 29 | 21 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 民事通常専門研究会2(合議充実) | 31.10.28(月) ~ 10.29(火) | 2日 | |
| 30 | 19 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 刑事実務研究会2 | 31.10.30(水) ~ 11.1(金) | 3日 | |
| 31 | 10 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 家事基本研究会 | 31.11.6(水) ~ 11.7(木) | 2日 | 一部総研と合同 |
| 32 | 30 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 家事専門研究会2(面会交流) | 31.11.7(木) ~ 11.8(金) | 2日 | |
| 33 | 7 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 建築基本研究会 | 31.11.12(火) ~ 11.14(木) | 3日 | 一部34と合同 |
| 34 | 14 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 建築実務研究会 | 31.11.13(水) ~ 11.15(金) | 3日 | 一部33と合同 |

(資料2) 合同研修(時系列)

| 実施順 | 資料1 の番号 | 応募型 ◆ | 系統 | 種別 | 名 称 | 実施時期 | 期間 | 備考 |
|-----|------------|----------|-----|--------|---------------------|------------------------|-----|---------|
| 35 | 1 | ◆ | 裁判系 | 基礎 | IT基礎研究会 | 31.11.18(月) ~ 11.19(火) | 2日 | |
| 36 | 9 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 刑事基本研究会 | 31.11.20(水) ~ 11.22(金) | 3日 | 一部35と合同 |
| 37 | 8 | ◆ | 裁判系 | 基本 | 労働基本研究会 | 31.12.3(火) ~ 12.5(木) | 3日 | 一部38と合同 |
| 38 | 17 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 労働実務研究会 | 31.12.5(木) ~ 12.6(金) | 2日 | 一部37と合同 |
| 39 | 22 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 民事通常専門研究会3(IT化) | 31.12.9(月) ~ 12.11(水) | 3日 | |
| 40 | 23 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 民事通常専門研究会4(争点整理) | 31.12.12(木) ~ 12.13(金) | 2日 | |
| 41 | 27 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 刑事専門研究会2(控訴審) | 31.12.16(月) ~ 12.17(火) | 2日 | |
| 42 | 31 | | 導入系 | 年次 | 新任判事補研修 | 32.1.17(金) ~ 1.23(木) | 5日 | |
| 43 | 53 | | 導入系 | (簡裁判事) | 新任簡易裁判所判事研修 | 32.1.20(月) ~ 2.21(金) | 24日 | |
| 44 | 24 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 民事通常専門研究会5(複雜困難訴訟) | 32.1.27(月) ~ 1.28(火) | 2日 | |
| 45 | 38 | | 導入系 | ポスト | 実務協議会(冬季) | 32.1.30(木) ~ 1.31(金) | 2日 | |
| 46 | 13 | ◆ | 裁判系 | 実務 | 金融・経済実務研究会2 | 32.2.3(月) ~ 2.4(火) | 2日 | |
| 47 | 33 | | 導入系 | 年次 | 判事任官者研究会 | 32.2.12(水) ~ 2.14(金) | 3日 | |
| 48 | 28 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題) | 32.2.17(月) ~ 2.18(火) | 2日 | |
| 49 | 2 | ◆ | 裁判系 | 基礎 | 医療基礎研究会 | 32.2.19(水) ~ 2.21(金) | 3日 | |
| 50 | 43 | | 導入系 | 役割 | 法律実務教育研究会2 | 32.2.20(木) ~ 2.21(金) | 2日 | |
| 51 | 47 | ◆ | 基盤系 | | 基盤研究会4 | 32.2.25(火) ~ 2.27(木) | 3日 | |
| 52 | 48 | ◆ | 基盤系 | | 基盤研究会5 | 32.2.26(水) ~ 2.28(金) | 3日 | |
| 53 | 25 | ◆ | 裁判系 | 専門 | 民事通常専門研究会6(債権法改正2) | 32.3.5(木) ~ 3.6(金) | 2日 | |
| 54 | 4 | ◆ | 裁判系 | 基礎 | 知的財産権基礎研究会 | 32.3.9(月) ~ 3.11(水) | 3日 | |

(資料3) 平成31年度裁判官研修実施計画カレンダー

| | | |
|------------------|-----|---|
| 平成31年 (2019年) | 4月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 |
| | | 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 |
| | 5月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| | | 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 |
| | 6月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 |
| | | 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 |
| | 7月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| | | 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 |
| | 8月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| | | 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 |
| | 9月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 |
| | | 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 |
| | 10月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| | | 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 |
| | 11月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 |
| | | 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 |
| | 12月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| | | 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 |
| 平成32年 (2020年) | 1月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| | | 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 |
| | 2月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 |
| | 3月 | 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 |
| | | 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 |

※ 「総研」は、一部又は全部のカリキュラムについて総研との合同実施を予定

■ : 裁判系 (基礎) ■ : 裁判系 (基本) ■ : 裁判系 (実務) ■ : 裁判系 (専門)
 ■ : 導入系 ■ : 基盤系 ■ : 簡裁判事の研修 (裁判系・導入系) ■ : 派遣型研修

平成31年度裁判官研修のイメージ

| 合同研修 | | | | | | | | 派遣型研修 | |
|-----------|----|----------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|--|
| 判事・判事補の研修 | | | | 簡裁判事の研修 | | | | | |
| 裁判系 | | 導入系 | 基盤系 | 裁判系 | 導入系 | | | | |
| 基礎 | 基本 | 実務 | 専門 | 年次 | 基盤 (5本) | 簡裁判事 民事実務 | 新任簡裁 判事導入 | 判事補 | |
| IT基礎 | | 民事分野 | 民事分野 | 新任判事補 | 新任簡裁 判事導入 | | 民間企業長期研修 | | |
| 医療基礎 | | 民事通常 基本(2本) | 金融・経済 実務(2本) | 判事補基礎 | 新任 簡裁判事 | | 日本銀行長期研修 | | |
| 行政基礎 | | 建築基本 | 建築実務 | 判事任官 | 新任 簡裁判事 | | シンクタンク長期研修 | | |
| 知財基礎 | | 労働基本 | 医療実務 | 弁護士任官 | 簡裁判事 専門 | | 簡裁判事 基礎 | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | ポスト | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | 支部長 | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | 新任部総括 | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | 所長実務 (2本) | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | 役割 | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | 中堅判事 | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | 家裁実務 | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | 部総括実務 | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | 法律実務 (2本) | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |
| | | 民事通常 基本(2本) | 民事通常 専門(6本) | | | | | | |
| | | 建築基本 | 建築実務 | | | | | | |
| | | 労働基本 | 医療実務 | | | | | | |
| | | 民事分野 | 民事分野 | | | | | | |

平成31年度裁判官研修実施計画の補足説明

(前年度からの主な変更点等)

1 合同研修

(1) 研究会の新設

- 近年増加している民事の合議の複雑困難事件について、裁判実務における事件処理の実際を踏まえて、その審理・判断の在り方を検討する研究会を民事通常専門研究会【24】として実施します。
- 民事裁判のIT化に関し、フェーズ1の実施準備及び今後のIT化に向けた議論の深化を狙いとする研究会を民事通常専門研究会【22】として実施します。
- 刑事控訴審の在り方について、高裁裁判長クラスも参加して議論を深める研究会を刑事専門研究会【27】として実施します。
- 裁判官のワークライフバランスをテーマとした研究会を基盤系研究会【46】として実施します。

(2) 研究会の再編

- ベテラン・中堅判事向けの基盤系研究会（裁判基盤研究会）と若手裁判官向けの基盤系研究会（知的基盤研究会）の2つの基盤系研究会のうち、知的基盤研究会を、困難な事件についての若手裁判官の対応力を強化するため、裁判に関連する周辺諸科学、すなわち、統計・データ分析、財務・会計、経済学・経済情勢、心理学・行動科学、科学哲学・科学の方法論等についての素養の修得を支援する趣旨のものに再編成し、これらの分野から毎年2テーマずつ選び、順次実施していく予定です。平成31年度は、統計・データ分析、財務・会計を取り上げます。【44, 48】

他方、裁判基盤研究会は、従来どおり、現代社会における重要課題等を多角的観点から捉えるものと位置づけ、平成31年度は、「人工知能（A I）」、「現代社会とメンタルヘルス」、「裁判官のワークライフバランス」を取り上げます。【45～47】

(3) その他特記事項

- 実務的にも影響の大きい債権法改正をテーマとする研究会【20, 25】、民事事件の課題である合議充実【21】をテーマとする研究会を引き続き実施します。
- 家事上席裁判官を対象に平成29年度に開催した家裁実務研究会を平成31年度も実施します。
- 視聴によって一定の研修効果が見込まれるカリキュラムを同時配信する試行的取組について、これまでの成果等を踏まえつつ、更なる拡充を検討します。

2 派遣型研修

- 判事を対象とする知的財産権専門長期研修（期間：4か月程度、定員：1名、派遣先：東京理科大学）について、派遣先の組織改編により知的財産部門が縮小されて受入れが困難になったことから、平成31年度以降の実施を取りやめます。
- 判事又は判事補を対象とする次の研修（派遣先：理化学研究所）について、研修が知財管理部門のほかに広く自然科学分野の研究の実情に触れるものであるから、その実質に合わせた名称に改めるとともに、対象者を判事に、定員を3名に増やして実施します。

（変更前）

知的財産権専門短期研修（期間：2週間、定員：2名）

（変更後）

研究機関短期研修（期間：2週間、定員：3名）

裁判所職員総合研修所の概要



1 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

2 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。これに合わせ、総研においても、国民の期待や負託に応えることができる裁判所職員を養成し、育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の確保を目指した諸施策の進展状況も踏まえつつ、中央研修及び養成課程を計画、実施してきました。

また、適正迅速な事件処理のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を目的とする研修の充実強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては、司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施する

ほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については、各部が合同で研修を実施しています。

3 平成31年度研修実施計画について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方方に加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正の確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識のかん養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

4 中央研修

(1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施しています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気付きを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

ア 管理者

首席書記官研究会、首席家庭裁判所調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修を、裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、平成31年度からは、これらを統合した上で、中間管理者としての執務経験等に応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施することとしました。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体を見る目などを、それぞれの階層に応じてかん養していく内容を予定しています。

(2) 書記官・家裁調査官

各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や家裁調査官の中核的な役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

ア 書記官

書記官任官後に全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修である書記官プラッシュアップ研修（高裁委嘱）を実施し、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、科目の一部を、研修員に対し、より主体的に、あるべき書記官事務の実践に取り組ませることをねらいとした内容に見直すなどしています。

イ 家裁調査官

家裁調査官任官後の研修について、現在の家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が客観的科学的な調査事務を確実に実践していくための能力向上に向けて、中央研修が果たすべき役割を改めて検討した上で、所要の改編を行い、平成28年度から実行しています。

(3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、

担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要となる視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

5 研究

第一研究室では、平成30年度の書記官実務研究として、「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」をテーマとする研究を行っています。そのほか、過去の実務研究報告の復刻・補訂作業を行っており、現在は、「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」の補訂作業を行っています。

第二研究室では、平成29年度から2年間かけて、家裁調査官実務研究（指定研究）として、「子の最善の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」をテーマとする研究を行っています。

6 養成課程

(1) 書記官養成課程

平成30年度は、第一部第15期研修生189人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）、第二部第14期研修生（2年生）61人、第二部第15期研修生（1年生）59人（いずれも平成30年12月1日現在の人数）で研修を実施しています。

法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方をかん養させるためのカリキュラムや、職種間の連携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

(2) 家裁調査官養成課程

平成30年度は、第14期研修生41人、第15期研修生39人（いずれも平成30年12月1日現在の人数）で研修を実施しています。

調査実務の中核となる事実の調査や心理的調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせ、組織性のかん養にも重点を置いたカリキュラムを実施しています。

7 総研の今後の取組と情報発信

(1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研修）との連携を意識しながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図っていきたいと考えています。

(2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。

(3) 総研コンテンツについて

J・NETポータルの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているとともに、「総研ニュース」を毎月1回掲載して総研の最新情報を発信しています。

参考資料

目 錄

- ・参考資料 1 平成 31 年度研修実施計画
- ・参考資料 2 平成 31 年度研修実施計画一覧表（平成 30 年度との比較表）
※参考資料 1 を平成 30 年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料 3 平成 31 年度裁判所職員（裁判官以外）研修
※平成 31 年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの

平成31年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

目 次

| | |
|------------------|--------|
| 第1 研修 | 1 |
| 1 中央研修 | 1 |
| 2 高裁委嘱研修 | 7 |
| 3 自序研修 | 9 |
| 4 研究 | 10 |
| 5 委託研修 | 11 |
| 第2 養成 | 12 |
| 1 裁判所書記官養成課程 | 12 |
| 2 家庭裁判所調査官養成課程 | 12 |

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層
(7) 管理業務系

| 番号 | 名 称 | | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|---------------------------|---------------------|---|---------------------------|---|-------------------|------------------|---|
| 1 | 首席書記官研究会 | | 首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 9. 18(木) ～ 9. 19(木) | 2日 | 約30 | 地・家・簡裁の首席書記官 |
| 2 | 首席家庭裁判所調査官研究会 | 第1回 ----- 第2回 | 首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 9. 5(木) ～ 9. 6(金) ----- 31. 11. 19(火) ～ 11. 20(水) | 2日 ----- 2日 | 8 ----- 50 | 高裁所在地の首席家裁調査官 ----- 首席家裁調査官 |
| 3 | 事務局長研究会 | | 事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 32. 2. 20(木) ～ 2. 21(金) | 2日 | 約20 | 地・家裁の事務局長 |
| 4 | 管理者研究会 (組織運営) ※司研合同 | | 支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。 | 司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 | 31. 5. 21(火) ～ 5. 23(木) | 3日 | 約60 | 次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長 |
| 5 | 次席家庭裁判所調査官等研究会 | | 次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 9. 25(水) ～ 9. 27(金) | 2.5日 | 未定 | 次席家裁調査官、総括主任家裁調査官 |
| 6 | 管理者研究会 | | 幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 4. 15(月) ～ 4. 19(金) | 5日 | 約100 | 新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者 |

(1) 研修事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|---------|--|------------|---------------------------|------|----|---------------------------|
| 7 | 研修計画協議会 | 研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 32. 1. 9(木) ～ 1. 10(金) | 1.5日 | 25 | 高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官 |

(2) 中間管理者層
(ア) 管理業務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 | |
|----|--------------|--------------------------------------|---|----------------------------|---|-----|---------|---|
| 8 | 中間管理者研修Ⅰ | 第1回 ----- 第2回 ----- 第3回 | 中間管理者として、その職務を遂行するためには必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 10. 15(火) ～10. 18(金) ----- 32. 1. 14(火) ～ 1. 17(金) ----- 32. 2. 4(火) ～ 2. 7(金) | 各4日 | 各約80 | 昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者 |
| 9 | 中間管理者研修Ⅱ | 第1回 ----- 第2回 | 中間管理者として困難な職務を遂行するためには必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 10. 29(火) ～10. 31(木) ----- 31. 12. 10(火) ～12. 12(木) | 各3日 | 各約60 | 訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、常緒企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者 |
| 10 | 主任家庭裁判所調査官研修 | 主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 6. 25(火) ～ 6. 28(金) | 3.5日 | 未定 | 主任家裁調査官 | |

(イ) 研修事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 | |
|----|---------|---------------------|------------------------|------------|--|-------------------|---------------------|---|
| 11 | 研修指導研究会 | 第1回 ----- 第2回 | 高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 6. 5(水) ～ 6. 7(金) ----- 31. 12. 17(火) ～12. 19(木) | 3日 ----- 3日 | 約50 ----- 約40 | 次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官 |

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|---------|-------------------------|------------|----------------------------|-----|-----|-------------------------|
| 12 | 実務指導研究会 | 書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 5. 14(火) ～ 5. 15(水) | 各2日 | 約40 | |
| | | | | 31. 5. 14(火) ～ 5. 15(水) | | 約40 | 書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者 |
| | | | | 31. 5. 16(木) ～ 5. 17(金) | | 約35 | |
| | | | | 31. 5. 16(木) ～ 5. 17(金) | 各2日 | 約25 | |

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

(ア) 裁判事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|------------------|--|---------------------------|------------------------------|------|------|-----------------------|
| 13 | 家事実務研究会 ※司研合同 | 家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。 | 司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 | 31. 11. 6(水) ～ 11. 8(金) | 3日 | 約100 | 家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官 |
| 14 | 少年実務研究会 ※司研合同 | 少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。 | 司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 | 31. 9. 11(水) ～ 9. 13(金) | 3日 | 約100 | 家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官 |
| 15 | 民事実務研究会 ※司研合同 | 民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。 | 司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 | 31. 6. 12(水) ～ 6. 13(木) | 各2日 | 約50 | 高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官 |
| | | | 裁判所職員総合研修所 | 32. 1. 23(木) ～ 1. 24(金) | | | |
| 16 | 刑事実務研究会 ※司研合同 | 刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。 | 司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 | 31. 11. 21(木) ～ 11. 22(金) | 2日 | 約50 | 高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官 |
| 17 | 家事特別研究会 ※司研合同 | 後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。 | 司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 | 31. 10. 10(木) ～ 10. 11(金) | 1.5日 | 約50 | 家裁で後見関係事件を担当する書記官 |

| | | | | | | | | |
|----|----------------------|-----|---|----------------|----------------------------|----------|----------|--|
| 18 | 家庭裁判所 調査官 特別研修 | 第1回 | 行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31. 10. 29(火) ～11. 1(金) | 4日 | 各 約40 | 家裁調査官実務研修を終了した者及び平成28年度家裁調査官応用研修を終了した者 |
| | | 第2回 | | | 31. 12. 4(水) ～12. 6(金) | 3日 | | |
| | | 第3回 | | | 32. 1. 29(水) ～ 1. 31(金) | 3日 | | |
| 19 | 家庭裁判所調査官 応用研修 | | 専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31. 7. 8(月) ～ 7. 12(金) | 5日 | 未定 | 家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家裁調査官実務研修又は家裁調査官応用研修を終了していない者 |
| 20 | 速記官中央研修 | | 裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31. 7. 3(水) ～ 7. 4(木) | 1.5 日 | 約20 | 速記官(速記管理官及び速記副管理官を除く。) |
| 21 | 執行官実務研究会 | | 社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。 | 裁判所職員 総合研修所 | 32. 2. 4(火) ～ 2. 6(木) | 3日 | 未定 | 執行官 |
| 22 | 新任執行官研修 | | 職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31. 5. 28(火) ～ 5. 31(金) | 3.5 日 | 未定 | 平成30年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者 |

(1) 事務局事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|---------------------|---|----------------|--------------------------|----|-----|----------------------------------|
| 23 | 係長等 (総務担当) 研修 | 職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31.10.1(火) ～10.3(木) | 3日 | 約50 | 高・地・家裁 本庁の総務事務を担当する 係長、専門職 |
| 24 | 係長等 (人事担当) 研修 | 職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31.10.23(水) ～10.25(金) | 3日 | 約70 | 高・地・家裁 本庁の人事事務を担当する 係長、専門職 |
| 25 | 係長等 (会計担当) 研修 | 職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31.11.12(火) ～11.15(金) | 4日 | 約70 | 高・地・家裁 本庁の会計事務を担当する 係長、専門職 |

(2) 研修事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|---------------|---|----------------|------------------------|----|-----|---------------------------|
| 26 | 研修事務担当者 研修 | 研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31.6.18(火) ～6.20(木) | 3日 | 約40 | 研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任 |

(3) 新採用職員層

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|-----------------|----------------------------------|----------------|----------------------|----|----|--|
| 27 | 総合職採用職員 初任研修 | 将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31.4.5(金) ～4.9(火) | 3日 | 未定 | 平成30年度 裁判所職員採用 総合職試験の合格者で、 新たに採用されたもの |

(5) その他

(ア) 情報化関係

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|----------------|---|----------------|------------------------|------|-----|---|
| 28 | 情報セキュリティ 研修 | 情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。 | 裁判所職員 総合研修所 | 31.10.8(火) ～10.9(水) | 1.5日 | 約60 | 情報セキュリティ対策事務 従事者の事務を補助する者 (管理職以上の者) |

| | | | | | | | | |
|----|------------------------|-----|--|------------|----------------------------|-----|--------------------------------|--|
| 29 | 情報処理研修 | 第1回 | 情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 5. 21(火) ～ 5. 23(木) | 各3日 | 約60 約60 | 情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一職員(家裁調査官を除く。) |
| | | 第2回 | | | 31. 5. 28(火) ～ 5. 30(木) | | | |
| 30 | 裁判事務支援システム(少年事件部分)導入研修 | 第1回 | 裁判事務支援システム(少年事件部分)の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 5. 13(月) ～ 5. 14(火) | 約60 | 裁判事務支援システム(少年事件部分)の導入事務を担当する職員 | |
| | | 第2回 | | | 31. 6. 6(木) ～ 6. 7(金) | | 約60 約50 | |
| | | 第3回 | | | 31. 7. 9(火) ～ 7. 10(水) | | | |
| | | 第4回 | | | 31. 9. 9(月) ～ 9. 10(火) | | | |

(イ) 採用試験事務関係

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|--------------|---|------------|--------------|----|-----|-----------------|
| 31 | 採用試験事務担当者研究会 | 採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 5. 29(水) | 1日 | 約30 | 採用試験事務を担当する管理職員 |

(ウ) CA関係

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|----------|------|--------------------------------------|------------|----------------------------|-----|------------------------|
| 32 | CA研修実務試験 | 前期研修 | 書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 6. 26(水) ～ 7. 17(水) | 15日 | 裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者 |
| | | 実務研修 | | 実務研修実施庁 | 31. 7. 19(金) ～ 8. 21(水) | 23日 | |
| | | 後期研修 | | 裁判所職員総合研修所 | 31. 8. 23(金) ～ 9. 12(木) | 15日 | |

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層 管理業務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|--------------------------|---|---|---------------|----|----|-----------------------|
| 33 | 次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会 | 高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修の充実及び改善に寄与させる。 | 裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 | 実施機関が 適宜決定 | 1日 | 未定 | 次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官 |

(2) 中間管理者層 管理業務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|----------------|--|---|---------------|----|----|--|
| 34 | 新任中間管理者 研 修 | 職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。 | 裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 | 実施機関が 適宜決定 | 5日 | 未定 | 新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者 |

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

(ア) 裁判事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|------------------------|---|---|----------------------------------|-----------|----|-------------------------------------|
| 35 | 書記官 プラッシュアップ 研 修 | 中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。 | 裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 | 7月から9月 までの間で実 施機関が適宜 決定 | 10.5 日 | 未定 | 書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理者以上の者を除く。) |
| 36 | 家庭裁判所調査官 実務研究会 | 家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。 | 裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 | 実施機関が 適宜決定 | 3日 | 未定 | 主任家裁調査官、 家裁調査官 |

(1) 事務局事務系

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対 象 者 |
|----|---------|---|-------------------------------|-----------|----------------|----|----------------------------------|
| 37 | 新任係長研修 | 職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 実施機関が適宜決定 | 3日 | 未定 | 新たに係長に任命された者 |
| 38 | 事務官専門研修 | 総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 実施機関が適宜決定 | 1.5 ～ 3日 | 未定 | 採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。) |

(4) 事務官層

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対 象 者 |
|----|-----------|--|-------------------------------|--|----------------|----------|--|
| 39 | ジャンプアップ研修 | 職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 実施機関が適宜決定 | 3日 | 未定 | 採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。) |
| 40 | 事務官法律研修 | 通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定 | 9～ 11日 ※ | 約 250 | 採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。) |

※ 実施時期により休日を含めた研修期間が異なるため、休日を除く実日数を記載している。

(5) 新採用職員層

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対 象 者 |
|----|---------|--|-------------------------------|-----------|----|----|-------------------------|
| 41 | 新採用職員研修 | 国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 実施機関が適宜決定 | 5日 | 未定 | 新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。) |

3 自府研修

(1) 事務官層

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対 象 者 |
|----|-----------|--|-------------------------------|----------------------|----|----|----------------------|
| 42 | ステップアップ研修 | 本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 | 3日 | 未定 | 採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官 |

(2) 新採用職員層

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対 象 者 |
|----|-------------|--|-------------------------|--|-----|----|----------------------------|
| 43 | フォローアップセミナー | 裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。 | 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所 | ①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定 | 約3日 | 未定 | 採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官 |
| 44 | フレッシュセミナー | 職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。 | 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所 | 採用後勤務初日及び2日目 | 2日 | 未定 | 新たに採用された職員 |

(3) その他

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対 象 者 |
|----|----------|---|----------------------------------|-----------|----|----|-----------------|
| 45 | 高裁ブロック研修 | 職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。 | 裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所 | 実施機関が適宜決定 | | | 高裁管内に勤務する職員 |
| 46 | 自 府 研 修 | 職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。 | 最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所 | 実施機関が適宜決定 | | | 最高裁、高裁管内に勤務する職員 |

4 研究

| 番号 | 名 称 | 目 的 | 実施場所 | 実施時期 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|---|--|---------------------------|-----------------|----|----|---|
| 47 | 合 同 実 務 研 究 | 異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。 | 研究員が所属する裁判所 | 31. 9 ～32. 3 | 7月 | 未定 | 書記官、家裁調査官等 |
| 48 | 書記官実務研究 | 書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。 | 裁判所職員総合研修所 | 31. 4 ～32. 3 | 1年 | 2 | 書記官 |
| 49 | 家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究) | 家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。 | 研究員が所属する家庭裁判所 | 31. 7 ～32. 3 | 8月 | 未定 | (個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官 |
| | 同 上 (指定研究) | | 研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所 | 31. 4 ～32. 3 | 1年 | 6 | 家庭裁判所調査官専門研修を終了した者 |
| 50 | 家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究) | 関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。 | 派遣先関係機関及び研究員が所属する家庭裁判所 | 31. 7 ～32. 3 | 8月 | 未定 | 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 |
| | 同 上 (心身の鑑別についての研究) | | 矯正研修所及び研究員が所属する家庭裁判所 | 32. 2 ～ 3 | 1月 | 3 | 家庭裁判所調査官専門研修を終了した者 |
| | 同 上 (更生保護についての研究) | | 法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所 | 31. 5 ～ 7 | 2月 | 3 | 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 |

5 委託研修

| 番号 | 委 托 庁 | 名 称 | 人 員 |
|----|-------|--------------|-----|
| 51 | 人 事 院 | 行政研修（課長補佐級） | 未定 |
| 52 | 財務省 | 会計事務職員研修 | 未定 |
| 53 | | 会計事務職員契約管理研修 | |
| 54 | | 予算編成支援システム研修 | |
| 55 | | 予算担当職員初任者研修 | |
| 56 | | 決算書作成システム研修 | |
| 57 | | 会計監査事務職員研修 | |
| 58 | 国税庁 | 税務大学校本科特別研修 | 未定 |
| 59 | 総務省 | 情報システム統一研修 | 未定 |

第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

| 番号 | 部 | 期 | 実施時期等 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|-----|---------------|---|----|-----|--------------------------------|
| 60 | 第一部 | 第16期 | 31. 4. 4(木) 入所, 第1期研修 7. 22(月)～ 実務修習 10. 1(火)～ 第2期研修 32. 3. 2(月) 修了 | 1年 | 200 | 第一部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの |
| 61 | 第二部 | 第15期 (2年生) | 30. 4. 5(木) 入所 4. 10(火)～ 裁判事務修習 9. 3(月)～ 第1期研修 31. 4. 1(月)～ 第2期研修 7. 22(月)～ 実務修習 10. 1(火)～ 第3期研修 32. 3. 2(月) 修了 | 2年 | 59 | 第二部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの |
| | | 第16期 (1年生) | 31. 4. 4(木) 入所 4. 9(火)～ 裁判事務修習 9. 2(月)～ 第1期研修 32. 4. 1(水)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 9. 下旬～ 第3期研修 33. 3. 1(月) 修了 | | | |

2 家庭裁判所調査官養成課程

| 番号 | 期 | 実施時期等 | 期間 | 人員 | 対象者 |
|----|------|---|----|----|-------------------------------------|
| 62 | 第15期 | 30. 4. 5(木) 入所 4. 11(水)～ 実務修習(予修期) 5. 7(月)～ 前期合同研修 7. 23(月)～ 実務修習 31. 9. 2(月)～ 後期合同研修 32. 3. 2(月) 修了 | 2年 | 39 | 平成30年度採用の 家裁調査官補で、最 高裁が指名したもの |
| 63 | 第16期 | 31. 4. 4(木) 入所 4. 10(水)～ 実務修習(予修期) 5. 7(火)～ 前期合同研修 7. 22(月)～ 実務修習 32. 9. 上旬～ 後期合同研修 33. 3. 1(月) 修了 | 2年 | 45 | 平成31年度採用の 家裁調査官補で、最 高裁が指名したもの |

平成31年度研修実施計画一覧表(平成30年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自府研修を表す。

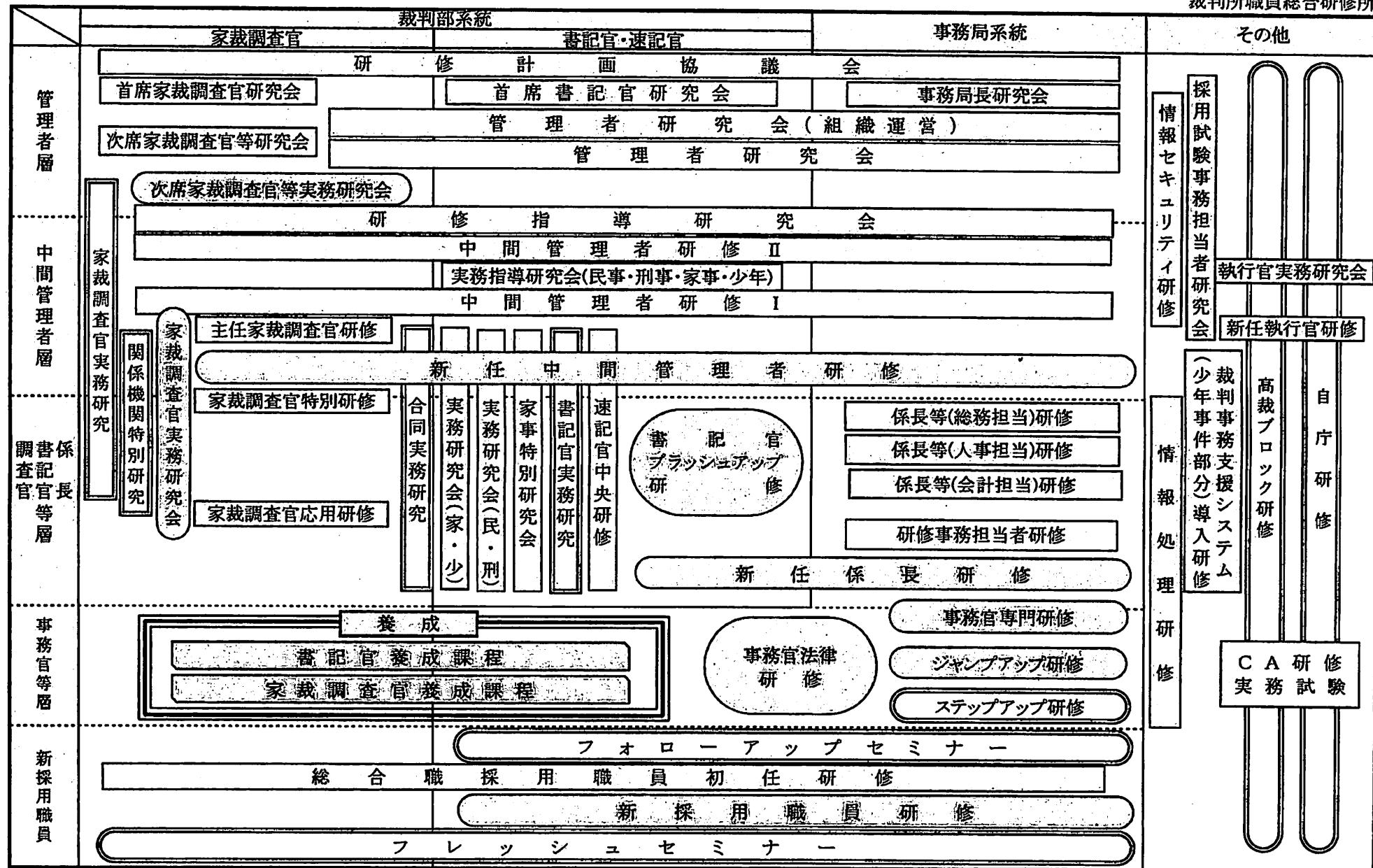
| 番号 | 研修名等 | | 実施時期 | 期間 | 人員 | 平成30年度 | | 備考 |
|----|------------------|-----|----------------------|-----|------|----------------------|-----|---------------------------|
| | | | | | | 実施時期 | 期間 | |
| 1 | ◎首席書記官研究会 | | 31.9.18(水)～9.19(木) | 2 | 約30 | 30.6.26(火)～6.27(水) | 2 | 29 |
| 2 | ◎家庭裁判所調査官研究会 | 第1回 | 31.9.5(木)～9.6(金) | 2 | 8 | 30.9.6(木)～9.7(金) | 2 | 7 |
| | | 第2回 | 31.11.19(火)～11.20(水) | 2 | 50 | 30.11.20(火)～11.21(水) | 2 | 50 |
| 3 | ◎事務局長研究会 | | 32.2.20(木)～2.21(金) | 2 | 約20 | 31.2.21(木)～2.22(金) | 2 | 24 |
| 4 | ◎管理者研究会(組織運営)(※) | | 31.5.21(火)～5.23(木) | 3 | 約60 | 30.5.22(火)～5.24(木) | 3 | 70 |
| 5 | ◎次席家庭裁判所調査官等研究会 | | 31.9.25(水)～9.27(金) | 2.5 | 未定 | 30.9.26(水)～9.28(金) | 2.5 | 18 |
| 6 | ◎管理者研究会 | | 31.4.15(月)～4.19(金) | 5 | 約100 | 30.4.16(月)～4.20(金) | 5 | 92 |
| 7 | ◎研修計画協議会 | | 32.1.9(木)～1.10(金) | 1.5 | 25 | 31.1.10(木)～1.11(金) | 1.5 | 25 |
| | ◎中間管理者(裁判部)研修 | 第1回 | | | | 30.10.16(火)～10.19(金) | 4 | 71 |
| | | 第2回 | | | | 30.11.13(火)～11.16(金) | 4 | 69 |
| | | 第3回 | | | | 31.2.5(火)～2.8(金) | 4 | 74 |
| | ◎中間管理者(事務局)研修 | | | | | 30.12.11(火)～12.14(金) | 4 | 63 |
| | ◎課長補佐研究会 | | | | | 30.12.18(火)～12.19(水) | 2 | 21 |
| 8 | ◎中間管理者研修I | 第1回 | 31.10.15(火)～10.18(金) | 4 | 約80 | | | |
| | | 第2回 | 32.1.14(火)～1.17(金) | 4 | 約80 | | | 平成31年度新規計画 平成30年度は実施なし |
| | | 第3回 | 32.2.4(火)～2.7(金) | 4 | 約80 | | | |
| 9 | ◎中間管理者研修II | 第1回 | 31.10.29(火)～10.31(木) | 3 | 約60 | | | 平成31年度新規計画 平成30年度は実施なし |
| | | 第2回 | 31.12.10(火)～12.12(木) | 3 | 約60 | | | |
| 10 | ◎主任家庭裁判所調査官研修 | | 31.6.25(火)～6.28(金) | 3.5 | 未定 | 30.6.19(火)～6.22(金) | 3.5 | 23 |
| 11 | ◎研修指導研究会 | 第1回 | 31.6.5(水)～6.7(金) | 3 | 約50 | 30.5.29(火)～5.31(木) | 3 | 45 |
| | | 第2回 | 31.12.17(火)～12.19(木) | 3 | 約40 | 31.1.16(水)～1.18(金) | 3 | 41 |
| 12 | ◎実務指導研究会 | 民事 | 31.5.14(火)～5.15(水) | 2 | 約40 | 30.5.8(火)～5.9(木) | 2 | 42 |
| | | 刑事 | 31.5.14(火)～5.15(水) | 2 | 約40 | 30.5.8(火)～5.9(木) | 2 | 32 |
| | | 家事 | 31.5.16(木)～5.17(金) | 2 | 約35 | 30.5.10(木)～5.11(金) | 2 | 36 |
| | | 少年 | 31.5.16(木)～5.17(金) | 2 | 約25 | 30.5.10(木)～5.11(金) | 2 | 23 |
| 13 | ◎家事実務研究会(※) | | 31.11.6(水)～11.8(金) | 3 | 約100 | 30.11.7(水)～11.9(金) | 3 | 100 |
| 14 | ◎少年実務研究会(※) | | 31.9.11(水)～9.13(金) | 3 | 約100 | 30.9.12(水)～9.14(金) | 3 | 99 |
| 15 | ◎民事実務研究会(※) | 第1回 | 31.6.12(水)～6.13(木) | 各2 | 約50 | 30.5.30(水)～5.31(木) | 各2 | 50 |
| | | 第2回 | 32.1.23(木)～1.24(金) | | 約50 | 31.1.24(木)～1.25(金) | | 50 |
| 16 | ◎刑事実務研究会(※) | | 31.11.21(木)～11.22(金) | 2 | 約50 | 30.11.28(水)～11.29(木) | 2 | 50 |
| 17 | ◎家事特別研究会(※) | | 31.10.10(木)～10.11(金) | 1.5 | 約50 | 30.10.11(木)～10.12(金) | 1.5 | 50 |
| 18 | ◎家庭裁判所調査官特別研修 | 第1回 | 31.10.29(火)～11.1(金) | 4 | 約40 | 30.12.4(火)～12.7(金) | 4 | 41 |
| | | 第2回 | 31.12.4(木)～12.6(金) | 3 | 約40 | 31.1.30(水)～2.1(金) | 3 | 40 |
| | | 第3回 | 32.1.29(木)～1.31(金) | 3 | 約40 | | | 平成30年度は2回で実施 |
| | ◎家庭裁判所調査官専門研修 | | | | | 30.10.22(月)～10.26(金) | 5 | 49 |
| | ◎家庭裁判所調査官応用研修 | | 31.7.8(月)～7.12(金) | 5 | 未定 | 30.7.9(月)～7.13(金) | 5 | 45 |
| 20 | ◎速記官中央研修 | | 31.7.3(水)～7.4(木) | 1.5 | 約20 | 30.7.5(木)～7.6(金) | 1.5 | 20 |
| | ◎総括執行官研究会 | | | | | 30.7.10(火)～7.12(木) | 2.5 | 29 |
| | ◎執行官実務研究会 | | 32.2.4(火)～2.6(木) | 3 | 未定 | 31.2.5(火)～2.7(木) | 3 | 21 |
| 22 | ◎新任執行官研修 | | 31.5.28(火)～5.31(金) | 3.5 | 未定 | 30.6.12(火)～6.15(金) | 3.5 | 11 |
| 23 | ◎係長等(総務担当)研修 | | 31.10.1(火)～10.3(木) | 3 | 約50 | 30.6.5(火)～6.7(木) | 3 | 51 |
| 24 | ◎係長等(人事担当)研修 | | 31.10.23(水)～10.25(金) | 3 | 約70 | 30.6.19(火)～6.21(木) | 3 | 69 |

| 番号 | 研修名等 | | 実施時期 | 期間 | 人員 | 実施時期 | 期間 | 人員 | |
|----|-------------------------------------|--|---------------------|------|-----------|--|-------|-----|---------------|
| 26 | ◎研修事務担当者研修 | | 31.6.18(火)～6.20(木) | 3 | 約40 | 30.9.19(水)～9.21(金) | 3 | 46 | |
| 27 | ◎総合職採用職員初任研修 | | 31.4.5(金)～4.9(火) | 3 | 未定 | 30.4.6(金)～4.10(火) | 3 | 60 | |
| 28 | ◎情報セキュリティ研修 | | 31.10.8(火)～10.9(水) | 1.5 | 約60 | 30.10.2(火)～10.3(水) | 1.5 | 66 | |
| 29 | ◎情報処理研修 | 第1回 | 31.5.21(火)～5.23(木) | 3 | 約60 | 30.5.15(火)～5.17(木) | 3 | 59 | |
| | | 第2回 | 31.5.28(火)～5.30(木) | 3 | 約60 | 30.5.22(火)～5.24(木) | 3 | 60 | |
| 30 | 裁判事務支援システム(少年事件部分)導入研修 | 第1回 | 31.5.13(月)～5.14(火) | 2 | 約60 | | | | |
| | | 第2回 | 31.6.6(木)～6.7(金) | 2 | 約60 | | | | |
| | | 第3回 | 31.7.9(火)～7.10(水) | 2 | 約50 | | | | |
| | | 第4回 | 31.9.9(月)～9.10(火) | 2 | 約50 | | | | |
| 31 | 採用試験事務担当者研究会 | | 31.5.29(水) | 1 | 約30 | | | | |
| 32 | ◎CA研修実務試験 | 前期研修 | 31.6.26(水)～7.17(水) | 15 | | 30.6.25(月)～7.13(金) | 19 | | |
| | | 実務研修 | 31.7.19(金)～8.21(木) | 23 | 未定 | 30.7.17(火)～8.17(金) | 32 | 59 | |
| | | 後期研修 | 31.8.23(金)～9.12(木) | 15 | | 30.8.20(月)～9.7(金) | 19 | | |
| 33 | ○次席家庭裁判所調査官等実務研究会 | | 実施機関が適宜決定 | 1 | 未定 | 実施機関が適宜決定 | 1 | 50 | |
| 34 | ○新任中間管理者研修 | | 実施機関が適宜決定 | 5 | 未定 | 実施機関が適宜決定 | 5 | 252 | |
| 35 | ○書記官ブッシュアップ研修 | 7月から9月までの間で実施機関が適宜決定 | 10.6 | 未定 | | 7月から9月までの間で実施機関が適宜決定 | 10.5 | 306 | |
| 36 | ○家庭裁判所調査官実務研究会 | 実施機関が適宜決定 | 3 | 未定 | | 実施機関が適宜決定 | 3 | 238 | |
| 37 | ○新任係長研修 | 実施機関が適宜決定 | 3 | 未定 | | 実施機関が適宜決定 | 3 | 264 | |
| 38 | ○事務官専門研修 | 実施機関が適宜決定 | 1.5～3 | 未定 | | 実施機関が適宜決定 | 1.5～3 | 未定 | |
| 39 | ○ジャンプアップ研修 | 実施機関が適宜決定 | 3 | 未定 | | 実施機関が適宜決定 | 3 | 未定 | |
| 40 | ○事務官法律研修 | 通信研修 | 実施機関が適宜決定 | | 約250 | 実施機関が適宜決定 | | 255 | |
| | | 面接研修 | 実施機関が適宜決定 | 9～11 | | 実施機関が適宜決定 | 9～11 | | |
| 41 | ○新採用職員研修 | | 実施機関が適宜決定 | 5 | 未定 | 実施機関が適宜決定 | 5 | 400 | |
| 42 | ●ステップアップ研修 | 2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 | 3 | 未定 | | 2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 | 3 | 未定 | |
| 43 | ●フォローアップセミナー | ①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定 | 約3 | 未定 | | ①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定 | 約3 | 未定 | |
| 44 | ●フレッシュセミナー | 採用初日及び2日目 | 2 | 未定 | | 採用初日及び2日目 | 2 | 未定 | |
| 45 | ●高裁ブロック研修 | 実施機関が適宜決定 | | | | 実施機関が適宜決定 | | | |
| 46 | ●自序研修 | 実施機関が適宜決定 | | | | 実施機関が適宜決定 | | | |
| 47 | 合同実務研究 | 31.9～32.3 | 7月 | 未定 | 30.9～31.3 | 7月 | 3 | | |
| 48 | 書記官実務研究 | 31.4～32.3 | 1年 | 2 | 30.4～31.3 | 1年 | 2 | | |
| 49 | 家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究) | 31.7～32.3 | 8月 | 未定 | 30.7～31.3 | 8月 | 2 | | |
| | 同上 (指定研究) | 31.4～32.3 | 1年 | 6 | 29.4～31.3 | 2年 | 6 | | |
| 50 | 家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年保護機関についての研究) | 31.7～32.3 | 8月 | 未定 | 30.7～31.3 | 8月 | 17 | | |
| | 同上 (心身の鑑別についての研究) | 32.2～3 | 1月 | 3 | 31.2～3 | 1月 | 3 | | |
| | 同上 (更生保護についての研究) | 31.5～7 | 2月 | 3 | 30.5～7 | 2月 | 3 | | |
| 60 | 書記官養成課程第一部 | 第16期 | 31.4.4(木)～32.3.2(月) | 1年 | 200 | 30.4.5(木)～31.3.1(金) | 1年 | 189 | 平成30年度額は第15期生 |
| 61 | 書記官養成課程第二部 | 第15期 (2年生) | 30.4.5(木)～32.3.2(月) | 2年 | 59 | 29.4.6(木)～31.3.1(金) | 2年 | 61 | 平成30年度額は第14期生 |
| | | 第16期 (1年生) | 31.4.4(木)～33.3.1(月) | 2年 | 68 | 30.4.5(木)～32.3.2(月) | 2年 | 59 | 平成30年度額は第15期生 |
| 62 | 家裁調査官養成課程第15期 | | 30.4.5(木)～32.3.2(月) | 2年 | 39 | 29.4.6(木)～31.3.1(金) | 2年 | 41 | 平成30年度額は第14期生 |
| 63 | 家裁調査官養成課程第16期 | | 31.4.4(木)～33.3.1(月) | 2年 | 45 | 30.4.5(木)～32.3.2(月) | 2年 | 39 | 平成30年度額は第15期生 |

(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

平成31年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) □ は中央研修, □ は高裁委嘱研修, □ は自序研修, □ は研究, □ は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。